

大雪に備え情報連絡訓練を実施！

異常降雪時や、降雪による除雪障害、交通事故の頻発、大規模な交通混乱等が懸念される場合に設置される情報連絡本部※では、各道路管理者と県警は必要な情報を共有します。

共有情報の連絡徹底や対策協議などについて、迅速かつ効率的に実施することを目的とした訓練を実施します。

今年度は、昨年度改正された災害対策基本法※※に基づく車両移動に係る情報連絡も組み込んで実施します。

1. 参加機関

国土交通省金沢河川国道事務所・石川県・金沢市・中日本高速道路(株)・石川県警察

2. 実施日

平成 27 年 11 月 30 日 (月) 14:00 ~ 16:00

3. 場 所

国土交通省金沢河川国道事務所 (4階)「情報連絡本部」
金沢市西念4丁目 23 番5号

4. 訓練の概要

- ① 情報連絡本部において、各機関からの道路情報や降雪情報の収集、共有及び連絡
- ② 北陸道や国道における事故対応 (情報収集、迂回路の検討)
- ③ 災害対策基本法適用 (道路区間指定) 時の手続きについての確認 (立ち往生車両に係る対応)

■訓練当日に取材を希望される方は、金沢河川国道事務所4階の「情報連絡本部」までお越し下さい。

【問い合わせ先】

国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 道路管理第一課長 もとの つねお 本野 恒夫
〒920-8648 金沢市西念4丁目23番5号

TEL: 076-264-9917 (ダイヤル) FAX: 076-233-9632

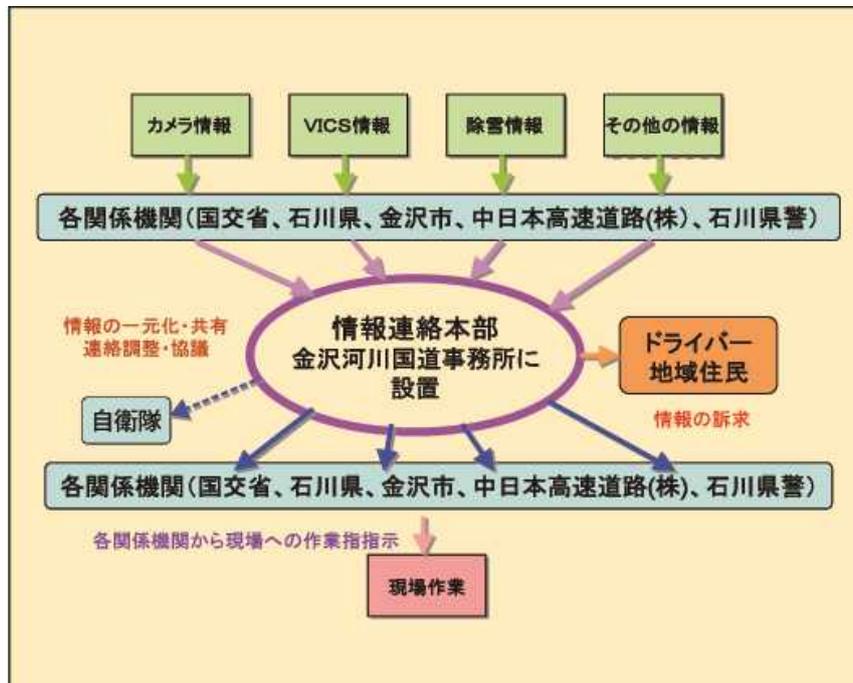
石川県 土木部 道路整備課長 はたけやま くにお 畠山 邦夫

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: 076-225-1727 FAX: 076-225-1728

※情報連絡本部とは

大雪により幹線道路等で除雪障害の発生、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞等が懸念された場合に、国土交通省、石川県、金沢市、中日本高速道路(株)、石川県警察本部の各機関が連携して道路交通の確保を図るために、設置する機関です。



※※災害対策基本法の改正

平成26年11月21日に改正。

大規模地震や大雪等の災害時、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策や除雪作業に支障が生ずる恐れがあります。緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は道路の区間を指定して下記の実施が可能となりました。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令。
 - ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動。
- (その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備。)

平成26年度の訓練状況 (平成26年12月5日、金沢河川国道事務所)

